

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月十五日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則八―一八―三四

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）			別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）		
採用試験の	区分試験	区分試験の対象と	採用試験の	区分試験	区分試験の対象と

種類ごとの 名称	国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）
	行政
なる官職	一 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して政治学、国 際関係、哲学、 歴史学、文学、 法律及び経済に 関する知識、技 術又はその他の 能力を必要とす
種類ごとの 名称	国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）
	行政
なる官職	一 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して政治学、国 際関係、法律及 び経済に関する 知識、技術又は その他の能力を 必要とする業務 に従事すること

	国家公務員 採用総合職 試験（大卒 程度試験）
	(略)
る業務に従事す ることを職務と する官職	(略)
一 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して政治学、国 際関係、哲学、 歴史学及び文学 に関する知識、 技術又はその他	

	国家公務員 採用総合職 試験（大卒 程度試験）
	(略)
を職務とする官 職	(略)
一 法第四十五条 の二第一項第一 号に規定する官 職のうち、主と して政治学及び 国際関係に關す る知識、技術又 はその他の能力 を必要とする業	

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	(略)	
採用試験の区分試験	(略)	
試験種目	(略)	
採用総合職	国家公務員	(略)
人文	政治・国際	(略)

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	務に従事することを職務とする官職

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	(略)	
採用試験の区分試験	(略)	
試験種目	(略)	
採用総合職	国家公務員	(略)
法律	政治・国際	(略)

試験（大卒）	法律
程度試験）	経済
	人間科学
	デジタル
	工学
	数理科学・物
	理・地球科学
	化学・生物・
	薬学
	農業科学・水
	産
	農業農村工学
	森林・自然環

試験（大卒）	経済
程度試験）	人間科学
	デジタル
	工学
	数理科学・物
	理・地球科学
	化学・生物・
	薬学
	農業科学・水
	産
	農業農村工学
	森林・自然環
	境

採用試験の 種類ごとの 名称	採用試験の 区分試験	受験資格	国家公務員 (略)	採用総合職 法務	試験（院卒 者試験）	境	(略)	(略)
			(略)	二 試験年度の四 月一日における 年齢が三十歳未 満の者で次に掲 げるもの	(略)			

別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	採用試験の 区分試験	受験資格	国家公務員 (略)	採用総合職 法務	試験（院卒 者試験）	境	(略)	(略)
			(略)	二 試験年度の四 月一日における 年齢が三十歳未 満の者で次に掲 げるもの	(略)			

別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）

イ 法科大学院

(学校教育法

(昭和二十二年

法律第二十六

号)第九十九条

第二項に規定

する専門職大

学院であつ

て、法曹に必

要な学識及び

能力を培うこ

とを目的とす

るものをい

イ 法科大学院

(学校教育法

第九十九条第

二項に規定す

る専門職大学

院であつて、

法曹に必要な

学識及び能力

を培うことを

目的とするも

のをいう。)

の課程を修了

した者であつ

採用総合職	国家公務員	
人文	政治・国際	
(略)	ロ (略)	う。)の課程 を修了した者 又は試験年度 の三月までに 当該課程を修 了する見込み の者であつ て、司法試験 に合格したも の

採用総合職	国家公務員	
法律	政治・国際	
(略)	ロ (略)	て司法試験に 合格したもの

附 則

(略)	
(略)	境 教養
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	教養
(略)	

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八別表
第一国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項中行政の区分試験及び同表国家公務員採用総合職試験
（大卒程度試験）の項中政治・国際・人文の区分試験の実施に必要な準備行為をすることができる。